

岩手県告示第131号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定を解除する予定である。

平成28年2月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除予定保安林の所在場所 大船渡市末崎町字大浜204の5
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅